

保険上の算定制限の見直しに伴う再評価について（案）

（１）経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料

ア 現行の算定要件

経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料は、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術、経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）又は経皮的冠動脈ステント留置術を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、7Fr以上9Fr未満のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌日までに帰宅した場合に限り1セットについてのみ算定できる。

イ 算定要件の見直し

- a イン트로デューサーシースのサイズについて、「7Fr以上9Fr未満」を「5Fr以上」と要件を緩和する。
- b 「翌日までに帰宅した場合」を「翌々日までに帰宅した場合」に要件を緩和する。

ウ 償還価格の再設定

27,200円

- ・市場が拡大することを踏まえ再評価を実施
- ・改定前基準価格 31,000円

（２）吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）

ア 現行の算定要件

吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下のaからcまでのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から1年を限度として算定する。

また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下のaからcまでの要件を満たすことを確認した場合に限り、更に一年を限度として算定できる。3度目以降の使用にあっても同様の取扱とする。

- a 手術又は生検により、 β_2 -ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。
- b 透析歴が10年以上であり、以前に手根管開放術を受けている。
- c 画像診断により骨嚢胞像が認められる。

イ 算定要件の見直し

一旦使用を終了した後に、再度疼痛等の出現により当該医療材料を使用する場合の要件について、「aからc」を「b及びc」とする。

ウ 償還価格の再設定

23,400円

- ・原価計算により再評価を実施
- ・改定前基準価格 25,400円